

# 大分県宿泊税（案）について

## 1. 宿泊税制度

目的	「住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県おおいた」を実現するために必要な施策（地域資源の魅力の向上、旅行者の受入環境の充実等）に要する費用に充当することを目的とする。
課税	課税客体：県内の宿泊施設への宿泊行為 （宿泊施設：旅館業法上の旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業法上の施設（いわゆる民泊）） 納税義務者：宿泊者
税率	1人1泊あたりの宿泊料金（素泊まり料金）に応じて、以下のとおり。 ・ 5千円未満 100円／1人1泊 ・ 5千円以上2万円未満 200円／1人1泊 ・ 2万円以上10万円未満 500円／1人1泊 ・ 10万円以上 2,000円／1人1泊
免税点	なし
課税免除	教育政策上の視点や将来のリピーターに繋がる等の公益上の理由から、国内の教育旅行については免除。 ※教育旅行：学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）や認定こども園等が実施する修学旅行や学校行事に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者を特別徴収義務者とする。） 原則、毎月末日までに前月1日から末日までの宿泊税を申告・納入
罰則規定	・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料
特別徴収報償金	特別徴収義務者の納期内納付を促進するため、事業者が納入した税額の2.5%を報償金として事業者へ交付する。

# 大分県宿泊税（案）について

## 2. 宿泊税の運用

用途	大分県の観光振興に資する施策、宿泊税の徴収に要する経費
県と市町村の役割分担	県：広域的な施策、県内周遊の促進 ※宿泊の少ない地域への周遊促進等の施策については、県事業として実施 市町村：受入環境の整備等、基礎自治体として、地域の実情に即した施策
用途の見える化	納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者、県民からの理解と信頼を得られるよう、県、市町村ともに用途等について明確化のうえ、それぞれ公表する。
検証体制	県は、宿泊税による事業の効果検証を、県内事業者や有識者等からなる外部委員による組織体を設置し、少なくとも年1回実施する。市町村においても、検証体制を整えることが望ましい。
税収の管理	基金による管理（充当施策の明確化等）

## 3. 宿泊税市町村交付金制度

対象事業	各地域の実情に即した観光振興に資する施策。 ただし、新規に実施又は拡充する事業（既存施策への財源振替は不可）に限る。
交付額	宿泊税収から、適正な課税徴収や周知啓発等の宿泊税制度運用にかかる経費、災害等への危機管理のための共通経費を除いた額の7割とする。
額の算定方法	市町村ごとの額の算定方法については、市町村別の宿泊税収割合を基本に、市町村と協議の上決定する。
交付・報告	交付金は、半年ごとに交付するものとする。 交付金の充当事業については県に報告するものとする。

## 4. その他

特別徴収義務者（宿泊事業者）への支援	制度導入に伴い、宿泊事業者が実施するレジシステムの改修や自動精算機の導入等にかかる経費については、県が補助制度を創設予定
周知・広報	納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者や県民に理解を得られるよう、市町村と連携し、丁寧かつスピード感を持って周知・広報を行う。